

論 文

福井からの痘苗の伝播と鯖江藩の種痘

柳沢美美子*

はじめに

1. 越前への痘苗の伝播とその後－種痘継続の困難さ－
2. 鯖江藩の種痘
 - (1) 鯖江藩への痘苗の導入
 - (2) 種痘を担った鯖江藩医と医業統制
 - (3) 種痘日程の出版と未接種児の調査
 - (4) 今立郡池田地域への出張種痘

まとめにかえて

はじめに

バタヴィアから長崎にもたらされた天然痘のワクチン（「痘苗」）は、1849年（嘉永2）6月26日（太陰暦）に3人の日本人の子どもに接種された。そのうち活着したひとりの痘苗から2、3か月のうちに京都、大坂、江戸、福井へと伝えられ、さらに近隣へと広がっていく。福井は、京都、大坂、江戸とともに「近隣の町や村へのワクチン流通の拠点となった」¹⁾とされている。

福井にもたらされた痘苗は、1849年（嘉永2）9月19日²⁾に長崎奉行所の唐通司穎川四郎八から京都の日野鼎哉（1797-1850、笠原良策の師）まで届けられたものであった。その痘苗を用いて笠原良策（1809-80）自身も京都で種痘に関わり、国もとの福井藩で痘苗が断絶（絶苗）にした際の備え（「国許痘苗種切の節の為備」³⁾）として大坂の緒方洪庵らに分苗した。その後11月下旬、笠原は痘苗を移動する際の最も確実な方法として、痘母となる子どもを連れて雪の栃ノ木峠を越え福井城下へ運んだことはよく知られている⁴⁾。種痘が天然痘の予防に有効な方法であるという情報は、すでに19世紀初頭には長崎に伝わっていたとされるが⁵⁾、活きた痘苗がもたらされるためにさらに半世紀が必要だったことになる。

11月25日に福井にもどった笠原は、その日から種痘を開始し、翌1850年（嘉永3）1月17日付で、金沢や越前国内の金津・丸岡・勝山・大野の医師に対して次のような書状を送った。「御承知の牛痘、昨秋渡来」「領主より被申付、去九月長崎表まで罷越積りニて、京師まで参り候所、長崎穎川四郎八殿の心配ニて、已ニ日野鼎哉家まで送り越有之候ニ付、彼是手伝、又浪花緒方氏へも致伝苗遣候て、十一月十九日京都出立、同廿五日より於偏郷、折角種痘仕居候」⁶⁾（以下、引用では適宜読点等を付し

*福井県文書館副館長

た)とその経緯を説明し、希望があればしかるべき人を2名寄こしてほしいとした。この後、笠原は接種と鑑定方法(鑑定については後述)を熟知すること、みだりに分苗しないこと等を条件に府中・鯖江・大野・敦賀・大聖寺・金沢・富山などへと次々に痘苗を分けていった⁷⁾。

このように福井が「近隣の町や村へのワクチン流通の拠点」となったことは間違いないが、福井から伝わった痘苗は、その後どこに伝えられ、どのような経過をたどったのだろうか。本稿では、まず1において、福井からの伝苗先とその後の経過を概観し、より安全な種痘を確実に継続するための条件を整理しておきたい。そのうえで福井から痘苗を引き継いだ近隣諸藩のなかで、より積極的に種痘を行った鯖江藩、大野藩のうち、ここでは鯖江藩を取りあげ、2として(1)鯖江藩への痘苗の導入、(2)種痘を担った鯖江藩蘭方医たちの修行歴と種痘導入後の藩の医業統制、(3)種痘日程の出版と未接種児の調査、(4)藩の除痘館から遠隔地にある今立郡池田地域に対する出張種痘について検討することを通して、鯖江藩の種痘の特徴を明らかにしたい。

なお福井藩の種痘については、1851年(嘉永4)の藩営除痘館の開設を画期に、当初70名を超える藩医・町医を組織して展開したことを論じた拙稿「福井藩における藩営除痘館の開設とその運営」⁸⁾をあわせて参照いただけるとありがたい。

1. 越前への痘苗の伝播とその後—種痘継続の困難さ—

越前各地や隣国への痘苗の伝播とその後の経過を、主に笠原良策の往来留に依拠してまとめたものが表1である。各藩内の地域ごとに福井からの最初の伝苗年月日、その後の絶苗、再伝苗等を示し、勝山藩・福井藩領栗田部のような福井を経由しないルートからの伝播や出所がわからないものも含めた。

一見して明らかなことは、福井から伝わった痘苗はほぼすべての地域で一度は絶苗していることである。当時の種痘では、いかに痘苗を植え継ぐことが困難であり絶苗しやすかったかがわかる。

具体的には、福井藩内の府中・金津、大野藩では、伝苗の翌年1850年(嘉永3)秋頃までに断絶してしまい、ふたたび伝苗している。鯖江藩、大聖寺藩、富山藩では絶苗の年月日は不明であるが、52年(嘉永5)から55年(安政2)年までに再伝苗が必要だった。

加賀藩の場合は、笠原の往来留には絶苗の記述はないが、1855年(安政2)の金沢堤町の私立種痘所、および62年(文久2)に藩の許可を得て開設された彦三種痘所まで、福井由来の痘苗が植え継がれたとする記述は確認できない⁹⁾。幕府領本保へ分苗した痘苗のその後も確認できない。

こうした伝苗当初の植え継ぎの困難さを、福井藩では「当館さへも如此次第二御座候へバ、其餘諸国の伝苗先ハ、只医者共斗の働ニテ、接続仕居候事ニテ、上よりの御世話ハ無之事ニ御座候へバ」「他国の痘苗ハ決して頼ニハ相成申間敷」¹⁰⁾とする笠原の懸命な努力によって何とかのり越えた。その後「ワクチン流通の拠点」であった福井藩は、近隣地域の絶苗後の痘苗再供給の拠点にもなっていった。笠原とは別のルートで京都等から痘苗を導入した勝山藩は、独自に種痘を進めたが、安政期に入ってから大坂等から導入した栗田部の伊藤貞隆や府中近隣の瀬藤良伯は、福井藩の統制のもとで活動することになった。一方、小浜藩領の敦賀のように「植留」という形で種痘が禁止される場合もあった。

このような種痘継続の困難さについては、種痘にかかわった蘭方医の回想でもしばしば語られてい

表1 越前各地や隣国への痘苗の伝播とその後

移入元	藩・地域		伝苗年月日	おもな担当医	絶苗・再伝苗等
長崎↓京都(日野鼎哉) ↓福井一八四九年(嘉永二)一一・二五	福井藩	江戸 福井藩邸	1849(嘉永2).11.28 1849(嘉永2).12.16	半井仲庵	<u>伝苗</u> 、京都から発送(年月日は、到着日)。 <u>伝苗</u> 、福井から発送(年月日は、発送日)。
		府中	1849(嘉永2).12.5	斎藤策順 渡辺静庵 生駒駿造	渡辺静庵実子、他3名に接種。 1850.9.10 <u>絶苗</u> 。 1851.5.8苗児2名と付添人が府中へ派遣され、 <u>再伝苗</u> 。 1855(安政2)冬、府中本多家除痘所となる。
		金津	1850(嘉永3).4.11	井代淡斎	金津除痘館開館。1850.9.16 <u>絶苗</u> 。 1851.10.2再伝苗。
		三国	1865(慶応1).4.4	—	1850.3.5月、伊藤泰順・木村斎官らが笠原社中へ入門するも、三国仲間の加印なく分苗せず。 1852(嘉永5).4.11三国で天然痘流行、金津で連日4、5人ずつ接種。 坂井郡二日市村の男児が三国で種痘を受ける(4.10痘母として再度三国へ)。
	幕府領	本保	1851(嘉永3).6.21	河野恭斎	府中社中から本保本陣にて伝苗。
	鯖江藩	鯖江	1850(嘉永3).3.9	兩宮玄仲 土屋得所 内藤道逸 内藤隆伯	松原内次助・八百屋与兵衛小児2名と付添人を鯖江に派遣。 1852.3.9除痘館再興のために <u>再伝苗</u> 。
		池田	1859(安政6)3.17-9.27 1860(万延1)3.21-8.14		東俣組の37か村で出張種痘。 市組の32か村で出張種痘。
	大野藩	大野	1850(嘉永3).3.21	林雲溪 中村岱佐	大野の煙草屋小児に接種、9.17 <u>絶苗</u> の風聞。 1850冬 <u>再伝苗</u> 。
		織田村	1853(嘉永6).1.27	小山養寿	鯖江藩糸生村内藤道逸より盗苗、在々の村々へ出張。不調法を謝罪の上、1857.閏5.15 <u>別館開館</u> 。
	加賀藩	金沢	1850(嘉永3).2.16	黒川良安 黒川元良 津田随分斎 明石昭斎	1850.2.16接種、 <u>伝苗</u> 。加賀藩役人および江戸屋敷へ内談中。
	大聖寺藩		1850(嘉永3).4.27	大武了玄 岡澤終吉	小児を連れてきて <u>伝苗</u> 依頼。 1853.2.11 <u>再伝苗</u> 依頼。
	富山藩		1850(嘉永3).1.24	横地元丈 高桑巖吉	<u>伝苗</u> 。 1855.10.8 <u>再伝苗</u> 、ガラス器一具貸与。
	小浜藩	敦賀	1850(嘉永3).3.9	吉田礼之亮 吉田三郎	3名に接種、翌3.10、3名に接種、ガラス板を貸与。その後、敦賀では種痘植留(禁止)。
	京都	勝山藩	勝山	1850(嘉永3).2.9	秦魯斎
大坂(研成義徳)	福井藩	栗田部	1856(安政3).5.20	伊藤貞隆	「此頃除痘致居候」と府中社中から報告。
不 明	福井藩	府中・本保 近隣	1852(嘉永5).閏2.25	瀬藤良伯	1852.2.18帰国、牛痘苗持参、妹に接種し善感。その後の接種について笠原に許可依頼。府中社中に加わることを推奨。
	幕領 その他	本保領・ 浜方村々	1856(安政3).6.晦	千葉齡三	本保領で種痘実施、土屋得所からの伝聞。

注) 笠原白翁『白神記—白神用往來留—』福井県医師会、1997年、「元治二乙丑日記」加藤竹雄家文書A0052-01419、「除痘館誓約」『福井市史』資料編9、1994年、『今立郡医学史』1967年による。

る。たとえば1853年(嘉永6)に福井藩に召し抱えられ¹¹⁾、江戸のお玉ヶ池種痘所の創立を支援¹²⁾した坪井信良は、明治期になって次のように記した。種痘は、「当時西洋医流ヲ唱フル者、拳テ之ヲ行ハサルハナシ、然レトモ多クハ伝播スルコト二三回、若クハ四五回ニシテ休止ス、蓋シ暑寒ニ拘ラ

ス晴雨ニ論ナク、毎回多兎ヲ招キ来スハ頗ル難事ナリ」¹³⁾と、西洋医流を唱える蘭方医で種痘を試みなかった者はないが、多くは数回で休止するに至ったと回想している。

内務省衛生局の初代局長となって最初の事業として牛痘種継所を開設し、再帰牛痘苗¹⁴⁾の製造に取り組む長与専齋においても、「伝苗の当時、佐賀、福井を始めとして諸藩有志の人々接種の方を伝へ、一時は全国に行き瀾るべき勢にてありけれども」「其の継続を口にすると、医師個人の力にては五寒酷暑の候、農事繁忙の時など種継の用に供すべき未痘児を得んこと碁めて難く、動もすれば苗漿断絶するの是非なきに遭へり」¹⁵⁾と述べた。

ここで語られているのは、人から人へ、最も適切なタイミング（6日め、あるいは7日めごと）で、植え継がねばならないという人伝法¹⁶⁾による種痘の制約である。痘漿は微量で一度に多くの者に接種できないため¹⁷⁾、未接種児をできるだけ均等に長期にわたって、組織的計画的に集めなければならなかった。

笠原は、伝苗から間もない1850年（嘉永3）2月、江戸にいた福井藩医半井仲庵に宛てた書状で「京撰ハ妄種ニ苦ミ、当地ハ妬情ニ悩ミ候」¹⁸⁾と記した。京都・大坂では、正確な知識と技術をとまなわない種痘（妄種）が無秩序に広がったことで、免疫が獲得されていないにもかかわらず接種希望者が激減して絶苗の危機に瀕しており、これに城下の医師たちの「妬情」に苦悩する福井の状況を並置した。京撰の教訓から、「除痘所余過多方候てハ、後来必共々及絶苗事必定」¹⁹⁾であると、改めて近接する地域での無秩序な種痘の拡大を懸念した。

このように当時の種痘は、上記のような人伝法による制約から、（1）組織的計画的に種痘を実施することで絶苗を回避するためには、藩や幕府等の組織的対応が不可欠であった。このことをまず確認したうえで、人伝法という当時の種痘の方法と痘苗の品質からくる制約とリスクを整理しておこう。（2）人伝で植え継ぐために、被接種児には再診が不可欠であった。種痘を行っても免疫が獲得されない場合がある程度の割合であり、その際に、再接種が必要かどうかを診断する鑑定が重要となった。鑑定とは、発痘の状態とその後の結痂までの経過等を観察して、真痘（真花、痘瘡）か仮痘（仮花、あるいは雑菌による化膿や梅毒の原因菌等からくる偽痘）かを診断することである²⁰⁾。仮痘を植え継いで、雑菌や病気をうつさないためにも、再診時の鑑定に医師の熟練が最も求められた。

このことを笠原は痘苗導入の初期からよく認識していた。すなわち、1849年（嘉永2）10月の京都からの書状で「種痘の後一人ニても感天花天行痘候てハ、此白神ニ冤罪ヲ負セシメ、又或此無上良法の天下ニ弘り候障害ニ相成候事故、深ク偽痘及妄種を禁ジ可申事」²¹⁾として、痘苗に「冤罪」を負わせ、その拡大に「障害」とならないよう、鑑定との重要性を強調していた。藩営除痘館が開設されてからしばらくした52年（嘉永5）においても、鑑定方の医師は「真偽の見分を初、種痘方の心得、牛痘の来歴・功験、本館の御規定迄も、篤ト承知不仕候てハ、相勤リ不申役前」^(ハ脱)であるとして、鑑定を担当する医師の重要性を強調し、見習役において鑑定医師を養成したいとする口上書を提出した。そのうえで、町医で鑑定方を務める者について「以後不残御目見医師よりハ、一等引上げ候身分」に取り立てることを願い出ている²²⁾。

（3）再診の必要と施術後の被接種児の管理について、養育者に十分な知識を伝える必要があった。笠原は伝苗初期の「仮除痘館」の段階から、肌着は柔らかな木綿を用い、暖かにしすぎない、痘所を

かきむしらない、指定の再診日に必ず出席する、20日の間は天然痘患者の側に寄らないなどの内容を記した「養生書」を木版で養育者に配布した²³⁾。緒方洪庵の大坂の除痘館でも「種痘心得書」「痘瘡・水痘鑑定注意書」が複数の版で刊行・配布された²⁴⁾。このように種痘の安全性をより高めるためには、被接種者側にも一定の知識や対応が求められたのである。

以上のことから、絶苗を回避し組織的に計画的により安全な種痘を実施するためには、(1) 藩や幕府等の組織的対応が不可欠であり、(2) また接種後の再診とその際の鑑定が重要であった。さらには(3) 被接種者の側でも、施術後の管理が必要であったことを確認したうえで、鯖江藩における種痘事業の展開をみていこう。

2. 鯖江藩の種痘

(1) 鯖江藩への痘苗の導入

鯖江藩は、越前国内に1720年(享保5)に新たに置かれた藩であり、藩主は間部氏、石高は5万石であった。間部氏の入封後、幕領時代に代官陣屋が置かれた今立郡西鯖江村に陣屋が置かれ、城下町が形成されていくが、江戸時代を通して無城であった。置藩10年前の旧領は幕領、大坂城代土岐頼殷領、紀州松平頼職・頼方領に分かれており、今立郡(105村)、丹生郡(14村)、大野郡(11村)に散在する藩領には地理的な連続性がなかった。このため鯖江藩では、新たな藩領の地方支配を円滑に進めるために、立藩当初から領内を6組と陣屋附村とに分けた大庄屋制(鯖江陣屋周辺4か村の陣屋附村には陣屋附庄屋)が、廃藩まで約140年間採用された。幕末期には藩主間部詮勝(1804-84)が老中などの幕府の要職を歴任したが、国もとではつねに藩財政の困窮とそれへの対応が課題となっていたとされる。本稿で取りあげる出張種痘が行われた今立郡池田地域は、足羽川支流の魚見川流域の山間部の盆地で地理的にまとまっていたが、東俣組(市組)の村数は38か村と最も多い一方で、組高は約5500石と6組の大庄屋組の中で最も少なかった²⁵⁾。

鯖江藩の種痘に関する先行研究としては、笠原良策の往来留と鯖江藩日記等から鯖江藩・今立郡の種痘関連の部分の翻刻した『今立郡医学史』²⁶⁾、『鯖江市医師会100年の歩み』²⁷⁾の年表がある。『鯖江市史』通史編では、1850年(嘉永3)の笠原からの痘苗の導入に触れているのみである²⁸⁾が、史料編では藩法類として領内村役人の用留から触書が収録され、医業や種痘に関連する藩の法令を知ることができる²⁹⁾。論考としては、吉田叡「鯖江藩の種痘伝来について」があり、おもに笠原の往来留と『間部家文書』から痘苗の伝来と一部の関連触書を紹介し、1857年(安政4)閏5月の土屋得所ら種痘にかかわった藩医の陣容を示した³⁰⁾。しかし本稿で取りあげる安政期以降、鯖江藩が種痘の年間スケジュールを「種痘日」として板行し計画的に種痘を行ったこと、遠隔地である池田地域への出張種痘を実施したことなどは、これまでまったく言及されていない。

まず、最初の伝苗の経緯をみていこう。福井城下で種痘を開始した笠原は、前述のように翌年1850年(嘉永3)1月、近隣他藩等の医師に対して書状を送り、分苗の受け入れを呼びかけた。この中には鯖江藩は含まれていなかったが、2月にはいると鯖江藩領糸生村の村医内藤貞庵・道逸から連絡があった。その返信で笠原は「鯖江御藩中ニハ西洋家少由承り候得ば、痘苗取締の義ニ付、被尽精神候人ハ有之間敷やニも相考申候」³¹⁾として、領主に願い出てその許しを得、その社中以外には種痘を行

う者がないようにするならば、伝苗したいと答えている。鯖江藩には「西洋家」(蘭方医)が少ないという、ここでの笠原の認識は的外れであったことは、後ほど述べることにしたい。

その後2月20日までの間に、鯖江藩医の雨宮玄仲(-1868)・土屋得所(1814-67)等から正式に伝苗依頼があったようで、「近々相授候積り」³²⁾とあり、「白神痘の義、其御指図無之方江ハ、急度分苗致間敷、其外其御館の作法、堅相守可申者也」との文例で一札を提出することを条件に、3月9日福井城下から痘母となる子ども2人とその親が派遣された。すなわち「松原内次助小児一人、同母共／八百屋与兵衛小児一人、同父母共／右五人鯖江へ相遣。次助小児へ銀貳拾匁、与兵衛小児へ四拾匁被呉候由」³³⁾とされているように、痘母への謝礼は鯖江側から支出された。

笠原は、あまり過大な人数では粗漏になるので毎回5人から7人くらいが適当であり、「種痘経験録」をできるだけ詳しく認めるよう、また種痘児を集めるために、近隣幕府領の割元の本保村の「河野氏」(河野輔八)にも相談するようアドバイスした。

鯖江藩では、わずか2日後という早い時点で、藩医土屋仲宅(得所義父)屋敷で種痘を開始したことを、町奉行、地方役人および御医師(藩医)に対して次のように触れた。この段階では、当然ながら希望者に対する種痘開始の告知であったが、これは福井藩と比較しても迅速な対応であった。

一 左之通以書付夫々申渡之

大目付／御側目付江

(土屋得所義父)

土屋仲宅方ニおみて種痘瘡いたし候間、望有之候ハ、同人方江罷出可申候

右之趣寄々可被達旨

三月十一日

町奉行／地方役江

土屋仲宅方ニおみて種痘瘡いたし候間、望有之候ハ、同人方江罷出可申候、尤同人より伝授有之候最寄之医師江罷越候義者不苦候、其外伝法を不弁方ニ而猥ニ種痘瘡いたし候而者諸人之為に不相成候事故、若紛敷もの有之候ハ、其村役々其筋江注進可申出候

右之趣町在江可被相触候

大目付／御側目付江

種痘瘡之儀土屋仲宅々伝授之外者猥ニ致間敷候、若紛敷もの有之候ハ、早々可申出候

右之趣御医師之面々江可被達旨³⁴⁾

土屋得所から3月18日に届いた書状では、初日9日に7人に接種、その後15日に7人に植え継ぎ、順調に経過しているとされている。だが、土屋はこの年の夏には伊東玄朴のもとに遊学することが決まっており、「何分狭郷の義ニ御座候へバ、苗度々中絶ニ相成候程も難斗」と、早くもこの時点で絶苗を危惧していた。後報はなく詳しい時期は不明であるが、土屋の恐れていたとおり、この痘苗がまもなく断絶してしまったことは、2年後1852年(嘉永5)3月の土屋の書状の「除痘館再興」の文言から知ることができる。「御地ニて施術ニ相成候上鯖江村の種痘児の痘苗を以、偏以除痘館再興の痘苗ニ仕度奉存候」³⁵⁾と。

しかしながら1852年(嘉永5)秋になって、鯖江での種痘の実績と他藩での事例からその効果が明

白になってきたにもかかわらず、いまだ種痘を申し出る者が少ない状況にあった。このため藩主の「御慈悲」に応え、親々に対して不慈悲を後悔することのないよう、子に種痘を受けさせることを強く勧奨する触書が出された。

一 左之通以書付夫々申渡之

大目付／御側目付江

土屋仲宅方ニ而種痘瘡致候付、望有之もの罷出可申旨去戌年中相触、其後当得所義(土屋得所)も請繼療治いたし候処、新法之儀ニ付相疑候哉、罷出候もの至而少き由相聞候、右者諸家様ニも夫々篤御穿鑿之上御試有之、諸人之為に相成候事故、御上ニ茂御領分のもの難痘を相まぬかれ候様厚思召ニ而御世話被成下候処、御慈悲之程茂不相弁、却而色々之悪評いたし候者茂有之哉ニ相聞、甚如何之事ニ候、全親々之心得違ニ而難痘を受、子を失ひ候場ニ至候而者、親々之不慈悲ニ而、後悔いたし候者人情ニ悖歎敷事ニ候条、以来心得違無之様可致候

右之趣小頭以下支配有之面々江可被相達候旨

(嘉永5)
子十一月

町奉行／地方役江

右同断

但御領分のもの難痘を相まぬかれ候様与相認

右之趣町在隅々迄不洩様相触可申候、尤町役村役之者御上之御慈悲之程篤与相弁、深切ニ世話いたし種痘所江罷出候様相勧可申旨可被申付旨

子十一月³⁶⁾

(2) 種痘を担った鯖江藩医と医業統制

1850年（嘉永3）の最初の伝苗時に連絡してきたのは、藩領糸生村の村医内藤貞庵・道逸³⁷⁾であったが、その後中心的に動いたのは、いずれも鯖江藩医の雨宮玄仲と土屋得所であった。そして再伝苗後、57年（安政4）閏5月には、土屋得所が「御家中并御領分町在之者共種痘主裁」、雨宮玄仲が同差添、内藤隆伯・高橋邦叔（-1859）・小磯栄喜（波治伯父）・窪田文了・岩本栄叔の5名が種痘世話人に任ぜられた。この任命と同時に「種痘之義格別出精ニ付」との理由で、土屋得所に銀札20匁、雨宮玄仲・内藤隆伯・高橋清斎（邦叔）・小磯栄喜・窪田文了・岩本栄叔各々に銀札10匁、小泉雄哉（-1863）に銀札7匁が下付されていた³⁸⁾ことから、この体制はこれまでの種痘の実績を踏まえて明確化されたものとみていいだろう。

1868年（慶応4）と推定されている「分限帳」によれば、鯖江藩の藩医は、奥医師が与頭加藤杏庵（文進）、奥詰大鈴春駅（駅治）、西燦庵、鈴木玄岱、奥詰雨宮玄仲の5名、表医師が熊沢祥庵、中村柳園、土屋裕（1845-1906）、勤内藤隆伯、小磯栄喜の5名と見習生形玄信、窪田文了、高橋愿策、雨宮周庵、田村鼎斎（-1869）の5名、計15名³⁹⁾であった。このことから藩医のうちのほぼ半数が種痘を担当としていたことになる。

鯖江藩の種痘を担った医師たちの略歴をみてみよう。「種痘主裁」となった土屋得所は、字は公章、

勝山藩医秦魯斎の弟で、鯖江藩医土屋家を継いだ人物⁴⁰⁾である。400人を超える門人を養成した江戸の伊東玄朴(佐賀藩医)の「象先堂」⁴¹⁾で1846年(弘化3)から48年(嘉永元)まで蘭方医学を学んだとされている⁴²⁾。「象先堂」の扁額は鯖江藩主間部詮勝の筆であったという⁴³⁾。50年(嘉永3)の江戸遊学のように、同時期に伊東玄朴のもとで原書の授読に加わっていた柴田収蔵の日記⁴⁴⁾から垣間見ることができる。

日記には土屋得所は7月15日あたりから登場する。柴田収蔵は、「接痘の席へ出て加功をなす」として5月下旬から種痘を手伝うことがあり⁴⁵⁾、7月24日には、杉田成卿や大槻俊斎らが出席した種痘に加わった。土屋にはこうした機会に、種痘の施術や被接種児の術後管理等の実践を目にする機会があったことが推察される。8月28日からは、池田洞雲(伊東玄朴の弟)より借用した新刊の『牛痘新書』の筆写、9月13日から『東海参譚』『阿片始末』の写本に取りかかった(10月4日同2冊返却)。伊東玄朴のもとではこれ以外にも多くの医学書等に触れる機会があったと考えられる。9月17日には、田上宇平太が塾監を務める象先堂「西塾」の「第四」に土屋の席が定められたが、10月1日に養父土屋仲宅が死去⁴⁶⁾したことから、11月15日ごろには江戸を出発して帰途に着いたようである。このように数か月ではあったが、伝来間もない種痘にかかわる見聞や最新の知識を得ることが可能な遊学であったといえよう。

伊東玄朴の「象先堂」には、のちに同じ鯖江藩医の加藤杏庵・大鈴春駒もそれぞれ入門(1856年6月、1861年2月)⁴⁷⁾しており、笠原良策の最大の理解者であった福井藩医半井仲庵、大野藩で種痘を担う林雲溪も同じ伊東門下としてつながっている。

一方、「差添」の雨宮玄仲についても、祖父西嶋俊庵(-1810)は大槻玄沢に学び⁴⁸⁾長崎へ遊学した蘭方医⁴⁹⁾の家柄であった。玄仲自身は、華岡青洲の門人⁵⁰⁾であった福井藩医岩佐玄珪のもとで1833年(天保4)から外科を学び、岩佐の出府に従って江戸へ出て修行した。その際、藩から年3両に加え特別に3両が下されている⁵¹⁾。

このように鯖江藩で当初、種痘を主導した2人の藩医は、ともに修行歴をたどることができる蘭方医であった。くわえて世話人として種痘に加わる内藤隆伯は、父隆盛(-1841)が小石元瑞に学び、自身は緒方洪庵の「適塾」に学んだ⁵²⁾人物であった。内藤には1853年(嘉永6)6月、藩から大坂の緒方洪庵のもとで修行を仰せ付けられ、土屋と同様に年3両が下付された⁵³⁾。翌54年(安政元)9月に病気のため帰郷し、療養後56年(安政3)末には診療を開始したようで「家中療治出精ニ付薬種料」2両2分を得ている⁵⁴⁾。内藤は、後述するように明治期に入ってから今立郡池田地域で種痘を実施していた。

なお藩医の中では、先に紹介した「分限帳」掲載の中村柳園(正玄)が適塾に入門(1853年7月)しており、大野藩の洋学館にも籍を置いた。また土屋裕は得所の子で、佐藤舜海に(1866年)、高橋愿策は松本良順に(1867年)、西燦庵は伊東玄朴の娘婿貫斎に(同年)学んでいた⁵⁵⁾。

以上のように、笠原良策が鯖江藩中には西洋医家が少なかった鯖江藩医についての認識は、むしろ間違っていて、伊東玄朴、岩佐玄珪、緒方洪庵等につながるネットワークをもった蘭方医たちが揃っていた。他国への医術修行に対しては、福井藩の場合では1851年(嘉永4)7月以降、吟味の上で無息の者は年間7両、勤めの者は年間3両が下付されたが、同様に鯖江藩でも藩命による医術修行に

鯖江 除痘館	十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	正月	永年 種痘日
	廿四日	廿四日	廿三日	廿三日	廿二日	十九日	十九日	廿六日	廿五日	廿五日	廿四日	廿四日	
	廿八日	廿八日	廿七日	廿七日	廿六日	廿五日	廿五日	十二日	廿一日	廿一日	廿十日	廿十日	
	十六日	十六日	十五日	十五日	十四日	十三日	十三日	十八日	廿七日	廿七日	十六日	十六日	

鯖江 除痘館	十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	正月	卯年 種痘日
	廿六日	廿七日	廿五日	廿四日	廿四日	廿二日	廿二日	十九日	十九日	廿六日	廿三日	廿三日	
	十一日	十四日	十一日	十日	十日	九日	八日	七日	廿五日	十二日	九日	十日	
	十九日	廿日	十七日	十六日	十六日	十五日	十四日	十三日	十三日	十八日	十六日	十七日	

画像1 鯖江除痘館の種痘日

上 1859年（安政6）飯田広助家文書、福井県文書館寄託、下 1867年（慶応3）岡文雄家文書
福井県立歴史博物館蔵

は藩の手当金が支出された⁵⁶⁾。

領内の医業に関連しては、1855年（安政2）2月、近年かつて医者職になかった者が、脈を診、薬を調合するようになっているので、医業は「人命ニ相拘り候儀ニ候得者、其職分ニ而も厚不心掛候半而者害ひ有之」⁵⁷⁾として、他領からの医業体の者を留め置かないこと、他領で修行した者であっても藩奥医師に「隨身」して「猶又相励可申」こととして、領内の医師すべてを藩奥医師の統制のもとに置くことが触れられた。

さらに、翌1856年（安政3）4月には、「当時西洋法有益之儀者疑惑無之義ニ付、御医師之面々是迄漢方而已用候族も、向後西洋法相学兼用候様可被致候」として、漢方と蘭方の双方を兼用すべきことが達せられた。これは、同年1月に福井藩が藩医・町在の医師とも漢蘭兼学とした触書⁵⁸⁾の内容に相当するものであり、鯖江藩の対応は、幕府が奥詰表番、各医師に和蘭兼学を許可した⁵⁹⁾時期（1858年7月）よりもかなり早いものであった。

（3）種痘日程の出版と未接種児の調査

「鯖江 除痘館」の名で配布された年間の種痘日程が、現在2点みつまっている（画像1）。いずれも種痘日程をあらかじめ広く知らせるために木版で印刷し発行されたもので、十二支が示されてい

表2 東鯖江村の未接種児届出数

届出年月日	男	女	計
1855年(安政2)12月	-	-	-
56年12月	8	7	18(性別不明 ³)
57年2月	5	-	5
57年12月	-	-	13(1)
59年12月	12	9	21
60年12月	-	-	14(2)
61年12月	-	-	14(2)
			85

注1 各年の「諸事日記」窪田彦左衛門家文書 F0508-00078・00079、00082-00084による。

2 計の()は、内数で「申上済」「十二月出ル」等の記載がある。

をもとに算出すると、大の月は2月・4月・6月・8月・10月・11月(12月は不明)である。なぜか6月のみが暦と異なっているものの、1867年(慶応3)と推定してほぼ間違いないと考えられる。鯖江藩ではこの時期には冬期の種痘の植え継ぎを7日めに実施するよう修正していたことがわかる。

1850年(嘉永3)に伝播した鯖江藩の痘苗は、直後に絶苗を経験したものの、その後は何とか継続し、少なくとも1867年(慶応3)まで年間を通して実施されていたとみてよいだろう。

さらに除痘館に近接する陣屋附4か村のひとつである東鯖江村では、未接種児の調査が実施されていた。東鯖江村の村高は、1818年(文化15)で1931石余、家数53軒、人数230人であった⁶⁰⁾。「陣屋附庄屋」と呼ばれた東鯖江村窪田彦左衛門の「諸事日記」には、1855年(安政2)年末に「疱瘡不致小児書上留」⁶¹⁾が作成されたことがわかるが、届出内容は不明である。その後、58年を除いて61年(文久元)まで未接種児の年齢、性別、親名等が調査され届け出られていた(表2)。このうち、59年の届出は「右之認メ御支配所江上ル」として「種痘御掛り」宛に提出されたことが記されており、藩の地方支配機構のなかに種痘を担当する掛りが設けられていたことがわかる。こうした未種痘児の調査は、継続的な種痘を実施するために不可欠であった。

窪田彦左衛門の「諸事日記」は、基本的には大庄屋の業務記録であるが、この未接種児のリストの親名には村名の記載がなく、その人数からみても東鯖江村1村の未接種児のリストであると見るべきだろう。1857年(安政4)暮れに配付された「種痘御限書付」にしたがって、翌58年1月18日以降、「忒人ツ、可罷出」とする触れ⁶²⁾が代官から出されており、種痘の継続のために村ごとに2名という少人数で分散して出頭するよう指示された。ここで書き上げられた合計85名の未接種児は、親名と年齢等で照合するかぎりほとんど重複はなく、多くが翌年に種痘を受けることで名簿から除外されたとみていい。

また表には含まれていないが、「諸事日記」の1862年(文久2)8月部分には、以下のような簡略な記載がある。これは、最も被接種児が集まりにくい盛夏期に東鯖江村に接種を割り当てたものである。

覚

るものの発行年は明示されていない。しかし、人伝法の種痘であったことから、発行年を特定することができる。

上段の「未年種痘日」については、年間を通して6日めごとの接種で日程が組まれている。この点から算出すると、30日までである大の月は正月・3月・6月・9月・11月(12月は不明)となり、この未年は、1859年(安政6)であると考えられる。

これに対して、下段の「卯年種痘日」については、3月から10月までの時期は、上段の1859年と同様に6日めごとに日程が組まれているが、1月・2月と11月・12月の冬期は7日めごとになっている。これ

種痘瘡

八月十一日 卯右衛門

八月十七日 藤三郎

八月廿三日⁶³⁾

こうした未種痘児の調査は、他の大庄屋組では行われていたのだろうか。最も鯖江陣屋に近い下新庄組の大庄屋福岡平左衛門の大庄屋日記でも、1855年（安政2）年12月17日付で「種痘瘡人」の差出が徹底していないので間違いなく提出するよう藩「大目付所」から指示された⁶⁴⁾ことが記されているが、その届出内容は見いだせない。陣屋から距離のある乙坂組、東俣組では、触書も含めて未接種児の調査は確認できなかった。

（4）今立郡池田地域への出張種痘

さらに注目されるのは、藩除痘館から20km以上離れているが、地理的にまとまっている今立郡池田地域の東俣組（翌年に大庄屋が替わって市組）の村々38か村中35か村に対して、1859（安政6）3月から9月にわたって出張種痘が実施されたことである⁶⁵⁾。これは（3）で紹介した59年の「未年種痘日」と同じ日程となっている。

翌1860年（万延元）3月から

8月にも同様に31か村で種痘が行われ、両年とも3月から規則的に6日めごとに接種日が設けられた（表3）。59年・60年の2年間のいずれかの年で種痘が実施された村は、36か村に及んだ。表4とあわせて見ると、10歳以下の子ども数が最も多い水海村では3回、魚見村、谷口村、松ヶ谷村、山田

表3 池田東俣組（市組）の種痘日割

1859年（安政6）	村名	1860年（万延1）	村名
3月17日	金見谷・蒔生谷	3月5日	寺谷・田代
3月23日	美濃俣	3月11日	水海1
3月29日	市・寺島	3月17日	志津原
4月5日	谷口1	3月23日	(上)荒谷1
4月11日	東俣1	3月29日	谷口1
4月17日	(上)荒谷1・板垣1	閏3月5日	板垣
4月23日	松ヶ谷1・持越	閏3月11日	(上)荒谷2・定方
4月29日	山田1	閏3月17日	常安
5月6日	池田・稲荷	閏3月23日	野尻
5月12日	清水谷1	閏3月29日	-
5月18日	定方・西角間	4月5日	水海2
5月24日	水海1	4月11日	持越
6月1日	東俣2	4月17日	清水谷1
6月7日	板垣2	4月23日	稲荷・池田
6月13日	(上)荒谷2	4月29日	水海3
6月19日	山田2	5月6日	河内・檜俣
6月25日	水海2	5月12日	谷口2
7月1日	野尻・広瀬	5月18日	魚見1
7月7日	志津原・新保・菅生	5月24日	美濃俣
7月13日	清水谷2	6月1日	新保・菅生
7月19日	河内・田代・檜俣	6月7日	東俣1
7月25日	魚見1	6月13日	木谷・割谷
8月2日	土合（皿尾）	6月19日	清水谷2・柿ヶ原
8月8日	藪田・寺谷	6月25日	山田1
8月14日	月ヶ瀬	7月1日	安善寺・広瀬
8月20日	水海3	7月7日	寺島・月ヶ瀬
8月26日	松ヶ谷2	7月13日	市・藪田
9月3日	木谷・割谷	7月19日	-
9月9日	常安	7月25日	東俣2
9月15日	谷口2	8月2日	-
9月21日	柿ヶ原	8月8日	魚見2
9月27日	魚見2	8月14日	山田2

注1 「種痘瘡日割書上帳」飯田広助家文書 G0024-01549、「種痘村分覚帳」岡文雄家文書 G0005-02569による。

2 村名の表記は、一般に用いられている表記に統一した。複数日割り当てのある村には村名のあとの数字で示した。なお1859年では安善寺・東角間・杉谷が、1860年では松ヶ谷・金見谷・蒔生谷・土合（皿尾）・西角間・東角間・杉谷が含まれていない。

表4 東俣組の各村の家数・人数
うち10歳以下 (1856年)

村名	家数	人数	うち10歳以下
広瀬	20	84	18
野尻	32	147	34
清水谷	67	303	58
柿ヶ原	18	71	11
持越	22	119	25
松ヶ谷	63	337	70
谷口	86	369	72
助生谷	7	39	8
金見谷	20	119	30
安善寺	6	34	10
水海	177	776	139
美濃俣	22	124	23
藪田	25	120	43
稲荷	34	170	45
寺谷	36	198	43
山田	62	284	64
池田	16	69	20
寺島	31	123	20
市	22	107	16
常安	47	211	44
月ヶ瀬	32	183	39
志津原	29	155	31
土合皿尾	34	153	24
木谷	7	44	9
割谷	18	92	30
河内	17	94	23
檜俣	10	63	12
田代	14	105	21
上荒谷	62	273	54
板垣	43	185	32
定方	15	65	17
西角間	53	229	52
東角間	22	95	16
東俣	89	423	52
杉谷	26	133	35
新保	16	81	24
菅生	25	117	24
魚見	82	438	119
計	1407	6732	1407

注1 安政3年「東俣組家数人別寄帳」
岡文雄家文書 G0005-00194による。

注2 人数・10歳以下の合計は、計算値
であり原本の合計と一致しない。

村、清水谷村などでは2回、春から秋にかけて時期を分散させて種痘日が割りあてられた。なお、この東俣組には医師2名（市村1・西角間村1）がいた⁶⁶⁾。

単純な比較はできないが、笠原良策が中心となり福井藩が1855年（安政2）3月末から5月にかけて、城下から離れた越前海岸の村で実施した出張種痘は、蒲生浦5回（診察・鑑定を含む、茱崎・大丹生・鮎川浦等の希望者にも接種）、小丹生浦2回のみであった⁶⁷⁾。これと比べても、36か村を対象に2か年間にわたって64回が実施された池田地域での出張種痘は、より広範で計画的な取り組みであった。

接種回数や実施方法、謝儀（謝礼）の有無、村掛りの経費の有無等の詳細がわかる資料はほとんどない。ただ、経費に関しては1867年（慶応3）から70年（明治3）にかけて、藩会所奉行種痘所掛りによる「種痘積立御預ヶ通」⁶⁸⁾が残されていることから、少し後の時期では会所奉行に置かれた種痘掛りのもとで、村掛りの積立てが行われたと考えられる。

いくつかの関連資料から池田地域への上出張種痘のあり様をみていこう。

1859年（安政6）の上出張種痘の日割に関連しては、同年8月、木谷村・割谷村から翌年4月頃まで延期してほしい旨の願書が出された。焼畑を共同で管理する慣行がある両村では「来ル九月三日、木谷村・割谷村右両村、植痘瘡罷出候^(ト)鬮当りニ相成、承知」したが、「当年之儀者、殊之外獅子・猿徘徊仕、諸作一統相荒シ候処、私共村方之儀ハ山畑多分作付仕候ニ付男女共ニ昼夜追番ニ罷出候ニ付、右植痘瘡ニ罷越候得者欠番ニ相成、諸作取落」⁶⁹⁾とその理由を述べている。

すなわち、種痘の日割はくじ引きによって決められたのである。地理的な連続性を考慮せずに、くじによってランダムに日割を決めることができたということは、隣接する村々を移動しながら種痘を植え継ぐという村次ぎの方式ではなく、1か所（あるいは数か所の拠点）を設け、各村から拠点まで出かけてもらうかたちで接種する方式が採られたと考えられる。拠点方式は、村々から出される日程調整の要望にも比較的対応しやすい。表3における種痘日ごとの村々の配列をみても、2、3村が組合わされている際にも、地理的な連続性は見られない場合が多い。



画像2 齋藤庄三郎宛内藤隆書状 岡文雄家文書 G0005-02599 福井県立歴史博物館蔵

これに関連して、明治期の池田地域での種痘のようすがわかる資料が2点残されている。このうち1点は、明治初年から7、8年くらいまでのものと推定される書状⁷⁰⁾ (画像2)で、稲荷村の寺院を拠点に出張種痘が行われたことがわかる。差出人は元鯖江藩医で種痘世話人を務めた内藤隆(隆伯)で、大庄屋を務めた齋藤庄三郎(1816-87)宛である。「昨秋ヨリ種痘ニ付而者、不容易御周旋を以施行、又々万々奉謝候」として種痘にかかわる齋藤の容易ならざる奔走に礼を述べたあとで、「扱又今秋も出張施行」を計画し、「人数者如何程有之候共、十月九日一日ニ取纏メ施行」したいとのことで、「無病之もの御撰、痘苗ニ兩人、当月(九月)三十日九ツ時迄御差出被下候様」と、痘母となる2名の未接種者を鯖江によこしてほしい、会場には「矢張種痘者、大願寺借用申度」として、これまでどおり稲荷村の大願寺を会場にしたい旨を述べている。

もう1点は、1879年(明治12)5月に今立郡医務取締雨宮周庵(元鯖江藩医、雨宮玄仲子)から戸長宛の通知で、「今般稲荷村大願寺ニ於テ種痘術開設、担当種痘医派出」するので、各村戸長に対して村内の未種痘児の取り纏めを依頼した通知⁷¹⁾である。この時期の種痘も稲荷村大願寺を会場に実施されていたことがわかる。

こうした後年の事例とあわせて、前述の1859・60年の出張種痘の日割を見なおすならば、36か村を対象とした大規模な出張種痘では、山間部という地理的な特徴もあって、接種のための拠点を定めて実施されたと考えられよう。

ここで池田地域の出張種痘に関連し、改めて福井藩の1855年(安政2)の出張種痘を検討してみよう。2回の出張種痘は、福井城下から海岸部への中継地点となる清水畑村・平尾村、畠中郷7か村から痘母となる被接種児(20名中それぞれ16名、15名)に福井城下除痘館で接種し、6日めに種痘の拠点となる蒲生浦養安寺・小丹生浦升屋八右衛門方へ派遣してもらう方法で実施された。藩の除痘館掛り目付や郡奉行の支援を受けた取組みではあったが、笠原が当初構想したような、順送りに村々を移動しながら種痘と鑑定を行う「村次ぎ」種痘を展開することはできなかったのである。笠原は、接種可能な人数を超える50人以上の接種希望者が一度に集まり混乱する様子や、会場運営に薪代等の経費が必要であったため、他村からの接種希望者を忌避する傾向がみられたことを記している。また「小前の者」(本百姓、中堅の百姓)は「切ニ種痘を好」むにもかかわらず、村役人(とくに種痘が済んだ村の役人)が非協力的で、姓名等を調べることすら厭う様子もみられた。地域利害の調整や従来の庄屋の業務に含まれない種痘運営の課題がうかがえる⁷²⁾。

これに対して伴五十嗣郎は、「白翁が考案した順送りの『村次ぎ種痘』は、強力な藩の威光のもと

強制種痘の方法をとって、適宜次回の出張村落を決定することが出来れば、急速に藩内全域へ種痘のことが及ぼされ、高い普及率を納め得たに違いない⁷³⁾とした。しかし、未痘児の調査や周辺村の村役人との調整なしに実施した出張種痘で、藩の強制力さえあれば順送りの「村次ぎ」が実現しえたとはいふには考えられない。

順送りの「村次ぎ種痘」は、接種およびその後の鑑定・植継ぎと、最低2度以上の診察を不可欠とする当時の種痘にあって、会場の移動に加え複数の被接種児を6日後に別の村に集める必要があり、村ごとの子どもの数（人口規模）の違い、当時の交通事情等を考慮すればかなり困難な方法であった。これに対してとりわけ山間部では鯖江藩のような拠点を定めて種痘を実施する方法がより有効であったと見るべきだろう。

こうした種痘実施上の諸調整においては、藩の役割とともに大庄屋の果たした役割に注目する必要がある。たとえば、前述の木谷村・割谷村からの種痘延期願に対して翌1860年では何らかの調整がなされたようで、両村の種痘日割には6月が割り当てられていた。

出張種痘の1年めにあたる1859年（安政6）9月までは、東俣村の飯田彦次兵衛が25年間にわたって大庄屋を務めており、飯田は鯖江藩の財政再建のための紬・木綿・真綿・奉書紙等の専売制に深くかかわったとされる⁷⁴⁾。興味深いのは、同年10月から大庄屋を引き継いで71年（明治4）まで務めた斎藤庄三郎が、医業の修行歴をもった人物であった点である⁷⁵⁾。彼は31年（天保2）から3年間、生家の父沢崎約老（南条郡八飯村^(やい)）のもとで漢方・外科・整骨を修行し、沢崎約老は、明治期に入って敦賀県第六大区で種痘医を務めていた⁷⁶⁾。

鯖江藩では、福井藩領や幕領と入り組んで藩領が散在し、奉行職の兼帯や代官の頻繁な交代があったことから、地域の状況を把握している大庄屋に多様な機能が集中した。大庄屋は、幕末では産物問屋・会所等の運営に主導的な役割を果たしながら、地域利害の代弁者としても活動したとされる⁷⁷⁾。

斎藤庄三郎は、明治期では1873年（明治6）には、現在の池田町域を管轄する敦賀県第二十三大区区长、翌年の改正により第八大区の副区长、この後明治10年代後半では稲荷村外10か村の連合戸長を務めた⁷⁸⁾。その傍ら池田地域の「地味気候に必適すべき良種」を探し、各地から求めた稲を「実験試作」とともに、桑の移入改良、養蚕室を建設し教師を招聘して私設の養蚕伝習所を設けた。畜産では、洋種の牛の導入や牛舎改良にも努める⁷⁹⁾ 在村の実験主義的な指導者であり知識人であった。

1850年（嘉永3）には藩に対して農閑期に医業に従事したいと願い出て許された⁸⁰⁾ が、「予は農家を相続せり、農は本業にして医は副業たり、予は副業の医を以て家産を殖する意はなし、唯仁術として濟世に意を用ふるのみ⁸¹⁾」と語ったという。農業を本業とする自負を持ちながら、医業への関心の高さがうかがえる。

大庄屋としての斎藤庄三郎が具体的にどのように種痘事業に関与したかを明らかにする資料は見いだせないが、斎藤の医業に関わる個人的な資質とあわせて、大庄屋として地方支配の実務を広域で担当することで、種痘実施の際の村々の利害調整に少なからず役割を果たしたと考えられる。先に紹介した明治期の内藤隆の書状でも、斎藤に前年同様の「不容易御周旋」を依頼しており、明治期に入っても斎藤が池田地域の種痘の運営に尽力していたことがわかる。

1870年（明治3）でも鯖江藩庁は、継続的な接種を維持するために郷長、村長の協力が不可欠だっ

たようで、「種痘日纔壹人ヨリ連来不申由、種ヲ尽し、左様相成候而者歎歎次第」であるとして「定日兩人三人位者可差出様心配有之様致度事」⁸²⁾として、2、3人の未種痘児の差出しを郷長・村長に触れていた。

安政期の出張種痘のあとでも出張種痘が試みられたかどうかは不明であるが、1866年（慶応2）2月に市組内の広瀬村庄屋が未接種児を調査した「植痘瘡書上帳」⁸³⁾が確認できる。広瀬村からは4名の未接種児の人数、親名が届け出られており、この時期にも池田地域で出張種痘が実施（あるいは計画）されていた可能性がある。

まとめにかえて

これまでみてきたように鯖江藩は、藩医のうちのほぼ半数を種痘担当にあて、小規模ではあったが中心となった藩医は伊東玄朴、岩佐玄珪、緒方洪庵等につながるネットワークをもった蘭方医たちが揃っていた。

また藩では藩医土屋仲宅屋敷での種痘開始を迅速に告知し、その後もいまだ種痘を申し出る者が少なかった1852年（嘉永5）では、藩主の「御慈憐」に応えるため親々に対して子に種痘を受けさせることを強く勧奨する触書を出した。55年（安政2）2月には、近年かつて医者職になかった者が、医業に関わることが増加しているの、他領で修行した者も藩奥医師の統制下に置くことが触れられた。医師の漢蘭兼用に関する触れも翌56年（安政3）4月と比較的早期であった。

領内各地域への種痘の普及を跡づけることは難しいが、1850年（嘉永3）に伝播した鯖江藩の痘苗は、直後に絶苗を経験したもののその後は継続し、「種痘日」の板行から少なくとも67年（慶応3）まで年間を通して実施されたとみてよい。そのために、鯖江陣屋附の村では55年（安政2）年から61年（文久元）までの間、未接種児の調査が行われ、この調査と種痘への出頭指示は、藩の地方支配機構のなかの代官と種痘掛りによって担われたものであった。

とりわけ遠隔地の今立郡池田地域、東俣組（市組）の村々36か村に対して、2か年間にわたって64回の種痘を実現したことは、福井藩でも実施できなかった広範で計画的な出張種痘の事例として特筆すべきである。池田地域での明治前期までの種痘事例とあわせて、出張種痘の日割を検討すると、この出張種痘は、山間部という地理的な特徴もあって、一定の拠点を定めて実施されたものと考えられる。

このような出張種痘が実現できた背景には、在村の実験主義的な指導者であり知識人であった大庄屋斎藤庄三郎の医業に関わる経歴とあわせて、村々の利害調整を行なう上で地方支配を広域で担当する鯖江藩の大庄屋制度が一定の役割を果たしたといえる。

その一方で本稿では、領内の村医が海岸部へ出張して人伝法よりも不確かな方法（痘痂を入れた箱を持ち歩く方法）で種痘を実施し鑑定や再診を一度も行わなかったことから、社中の医師が批判された事例⁸⁴⁾はあったものの、村医の動向にはほとんど言及することができなかった。また資料的な制約から、鑑定を重視し被接種者の施術後管理等にも働きかける医師の医学的実践にも立ち入ることはできていない。

今後は、福井藩、鯖江藩と並んで最も積極的に種痘に取り組んだ大野藩の事例と、これらの諸藩を通じて幕末から明治期への移行期における種痘をめぐる問題がどのように展開するかを検討すること

が次の課題である。

〔付記〕本稿の作成にあたり、本川幹男氏、廣川和花氏、野尻泰弘氏、宇佐美雅樹氏、長野栄俊氏に御教示いただき、また藤田彩氏に鯖江藩関連資料の閲覧に協力、御教示をいただいた。

注

- 1) アン・ジャネッタ、廣川和花・木曾明子訳『種痘伝来－日本の〈開国〉と知の国際ネットワーク』2013年、p.154。
- 2) 牛痘痂の京都到着の日付けについては、9月16日(p.76)、19日(p.2)、22日(p.4)と笠原の記録でも混乱があるが、ひとまず19日説を取っておきたい。長崎の唐通詞頼川四郎八が京都の日野鼎哉へ痘痂を送ったのは、書状の日付では嘉永2年8月6日であるが文中の内容から9月6日の誤記であり、おおよそ12日ほどで京都に到着したと考えられる(笠原白翁『白神記－白神用往来留－』福井県医師会、1997年、pp.1-2、アン・ジャネッタ、廣川和花・木曾明子訳『種痘伝来－日本の〈開国〉と知の国際ネットワーク』2013年、p.154)。
- 3) 『白神記－白神用往来留－』p.12。
- 4) この道中の記録は、福井市立郷土歴史博物館史料叢書6『笠原白翁筆 戦兢録』1989年参照。絶苗を恐れた笠原は、「京師以来、十六日下苗ノ兒ト十九日下苗の兒と二通ニ仕置候故、七日ノ間ニ二会仕候」と記しており、周到に2サイクルで種痘を実施していた(『白神記－白神用往来留－』p.23)。
- 5) オランダ通司馬場佐十郎は、享和年間(1801-04)にオランダ商館長ドゥーフから人痘に勝る牛痘の情報を得ており、ロシア語の牛痘書を翻訳し1820年(文政3)に『遁花秘訣』として完成させた(1850年出版)(相川忠臣「長崎と種痘」青木歳幸・大島明秀・W.ミヒエル編『天然痘との闘い－九州の種痘』2018年、p.82)。
- 6) 『白神記－白神用往来留－』p.55。
- 7) 「除痘館誓約」『福井市史』資料編9、1994年、pp.274-276。
- 8) 拙稿「福井藩における藩営除痘館の開設とその運営」『福井県文書館研究紀要』16、2019年3月。
- 9) 津田進三は、1850年(嘉永3)2月に加賀藩の黒川良安ら社中へ引き継がれた痘苗は、まもなく絶苗したとの見方を示している。一方で、改めて黒川が56年(安政3)に福井藩医半井仲庵から痘苗を貰い受けたとする「黒川自然伝」等の記述は信ぴょう性が高いとしている(津田進三「黒川良安と笠原良策(加賀藩の種痘)」『医譚』復刊32 通巻49、1965年11月)。私立種痘所と彦三種痘所の開設年月は、『金沢大学医学部創立百五十周年記念誌』金沢大学十全同窓会、2012年による。
- 10) 嘉永3年6月27日半井(仲庵)宛「口上書」『白神記－白神用往来留－』p.118。
- 11) 福井県文書館資料叢書12『福井藩士履歴4』2016年、pp.139-140。
- 12) 坪井信良は、養父信道とともにお玉ヶ池種痘所の建設費用を拠出した86名に名を連ねている(伊東栄『伊東玄朴伝』1916年、p.93)。
- 13) 坪井信良「牛痘種法由来」『医事新聞』188号、1886年3月25日。坪井は、嘉永2年の痘苗伝来以降、「連綿シテ延テ二十年ニ亘リ七万兒ノ多キニ及ヘリ」としている。
- 14) 再帰牛痘苗は、人伝していく間に発痘力が衰えてしまった痘苗を、ふたたび牛に帰して発痘力を回復させたもので、この製造、量産のために1874年(明治7)に牛痘植継所が開設された。
- 15) 長与専齋『松香私志』日本医史学会『医学古典集』2、1958年、p.31。
- 16) 再帰牛痘苗の製造・改善が進むのは1892年(明治25)以降であったという。そして北里柴三郎が確立した石炭酸添加法によって、そこに含まれる混在菌の滅殺が可能になるのは、明治29年以降であった。添川正夫は、それでも再帰牛痘苗が、人伝による種痘で用いられる時期が続き、再帰牛痘苗をもって完全に種痘を行うようになるのは、1910年(明治43)以降とみるべきではなかろうか、としている(添川正夫『日本痘苗史序説』1987年、pp.83-96)。
- 17) 添川正夫は、人伝牛痘苗の弱点として、この2点(「絶えず未痘児を確保せねばならない」「痘漿は微量なので、多くの者に種痘できない」)以外に「採苗児に苦痛を与える」こと、痘苗に梅毒など他の菌が混入する危険があ

ったこと、「人伝を続けると発痘力が減弱する」ことを挙げている。痘漿の採種は、痘母となる子どものその後の経過に往々に悪影響を与えるため、痘母となることが忌避される傾向は少なくなかった（添川正夫『日本痘苗史序説』1987年、pp.81-82）。

- 18) 嘉永3年2月20日付半井元冲宛書状『白神記-白神用往来留-』p.60。
- 19) 嘉永3年3月6日付内藤道逸宛口上『白神記-白神用往来留-』p.67。
- 20) 添川正夫『日本痘苗史序説』1987年では、大村藩の長与俊達の鑑別法を紹介している（pp.70-71）。
- 21) 嘉永2年10月11日付半井元冲宛書状『白神記-白神用往来留-』p.5。
- 22) 嘉永5年「口上書」、嘉永5年11月「口上書」『白神記-白神用往来留-』pp.189-190、p.192。
- 23) 拙稿「福井藩における藩営除痘館の開設とその運営」『福井県文書館研究紀要』16、2019年3月、pp.54-55。
- 24) 緒方洪庵記念財団除痘館記念資料室編『大坂除痘館の引札と摺りもの』2018年。
- 25) 野尻泰弘『近世日本の支配構造と藩地域』2014年。旧領は、浅井潤子「鯖江領における村落行政の一斑」『史料館研究紀要』9、1977年3月による。
- 26) 今立郡医学史編纂委員会『今立郡医学史』1967年。
- 27) 『鯖江市医師会100年の歩み』鯖江市医師会、1988年
- 28) 『鯖江市史』通史編上、1993年、pp.747-748。
- 29) 『鯖江市史』史料編4、1984年、pp.233-474。
- 30) 吉田毅「鯖江藩の種痘伝来について」『鯖江郷土史懇談会会誌』24、2016年。ただ、鯖江藩の種痘の人的体制についての吉田の紹介は、種痘世話人内藤隆伯、高橋邦叔等を見落としている。
- 31) 嘉永3年2月11日付内藤貞庵・道逸宛書状『白神記-白神用往来留-』p.58。
- 32) 嘉永3年2月20日付半井元冲宛書状『白神記-白神用往来留-』p.60。
- 33) 嘉永3年3月9日『白神記-白神用往来留-』p.86。
- 34) 「鯖江藩日記」嘉永3年上、鯖江市立まなべの館蔵、『間部家文書』4、1986年、p.433。翌日3月12日付で大庄屋宛に触れられたものが、『鯖江市史』に掲載されている（『鯖江市史』史料編4、1984年、p.426）。
1725年（享保10）から1870年（明治3）まで、265冊が残存する「鯖江藩日記」は月番家老の日記方による公用日記である。家臣の家督相続、参府、学問や武術の修行、病気引き込みなどにかかわる諸願書・記録がとくによく記載されており（竹内信夫『鯖江藩の成立と展開』2008年）、家中、町方・村方への触書も含まれている。
- 35) 『白神記-白神用往来留-』p.182。
- 36) 「鯖江藩日記」嘉永5年下、鯖江市立まなべの館蔵。11月28日に大庄屋宛に触れられたものが、『鯖江市史』に掲載されている（『鯖江市史』史料編4、1984年、pp.427-428）。
- 37) 内藤道逸の痘苗管理には問題があったようで、1853年（嘉永6）1月に大野藩領「織田村ニヲキテ、小山養寿とか申す者、昨年より致種痘居」「右小山養寿、竊ニ道逸の痘苗ヲ盗ミ」施術していることが、大野の社中から報告された。さらに55年（安政2）4月には、土屋得所からの書状で、内藤道逸が「在々江致出張候て、箱入の痘苗ニて致種痘、剥種後の診療も等閑ニ打捨」、昨冬蒲生浦でも「謝儀受取の後ハ一度も不参、打捨置候由」と報告があった。痘痂を入れた箱を持ち歩くという人伝法よりも不確かな方法で、謝儀を受けながらも鑑定・再診を一度も行わなかったことが鯖江の社中として不届きであるとされた。これは大野藩領西方領での種痘の動きと関連し、最終的には大野の「別館」開設につながるため、大野藩の種痘を論じる際に別稿で取りあげることにした（『白神記-白神用往来留-』p.200・pp.215-216）。
- 38) 「鯖江藩日記」安政4年上、鯖江市立まなべの館蔵。
- 39) 「分限帳」『間部家文書』2、1982年、pp.644-647。
- 40) 福田源三郎『越前人物志』中、1910年、pp.344-345。今立郡医学史編纂委員会『今立郡医学史』、1967年、pp.7-8。
- 41) 伊東栄『伊東玄朴伝』1916年、p.108。
- 42) 福田源三郎『越前人物志』中、1910年、pp.344-345。1849年の痘苗伝来以前に子寛之（裕）に人痘種痘を試みたというエピソードが残されている。
- 43) 青木歳幸『伊東玄朴』2014年、p.29。

- 44) 田中圭一編『柴田収蔵日記－村の洋学者』2、1996年。
- 45) 6月26日には「接痘日」とある。田中圭一編『柴田収蔵日記－村の洋学者』2、1996年、p.204。
- 46) 『鯖江市史』史料編5 藩政史料編Ⅱ 鯖江藩御家人帳(上)、1877年、p.445。
- 47) 地域蘭学者門人帳データベース(国立歴史民俗博物館) https://www.rekihaku.ac.jp/up-cgi/login.pl?p=param/rung/db_param [2019.12.16参照]
- 48) 地域蘭学者門人帳データベース(国立歴史民俗博物館) https://www.rekihaku.ac.jp/up-cgi/login.pl?p=param/rung/db_param [2019.12.16参照]
- 49) 『今立郡医学史』1967年、pp.4-6。
- 50) 地域蘭学者門人帳データベース(国立歴史民俗博物館) https://www.rekihaku.ac.jp/up-cgi/login.pl?p=param/rung/db_param [2019.12.16参照]
- 51) 「御家人明細帳 雨宮西嶋」万慶寺文書。なお、資料中では「湯浅玄啓」と表記されているが、岩佐玄珪と考えられる。
- 52) 地域蘭学者門人帳データベース(国立歴史民俗博物館) https://www.rekihaku.ac.jp/up-cgi/login.pl?p=param/rung/db_param [2019.12.16参照]
- 53) 「鯖江藩日記」嘉永6年上、鯖江市立まなべの館蔵。
- 54) 「鯖江藩日記」安政元年下、鯖江市立まなべの館蔵。
- 55) 『間部家文書』5、1988年。
- 56) 1867年(慶応3)の高橋愿策の場合には、年20両と増額されていた(『間部家文書』5、1988年、p.306)。
- 57) 「医業ニ付触書」『鯖江市史』史料編4、1984年、pp.431-432。なお、もととなった「諸事日記」窪田彦左衛門家文書、福井県文書館資料管理番号(以下、同様)F0508-00078にしたがって、一部文字を修正した。
- 58) 「医学漢蘭兼学方達」『福江市史』資料編6、1999年、pp.558-559。
- 59) 『幕末触書集成』3、p.477。
- 60) 「村高家数人別寺院留帳」『鯖江市史』史料編4、1984年、p.71。
- 61) 「諸事日記」安政2年、窪田彦左衛門家文書F0508-00078。「書上留」が折りたたんだ丁の中に括られているが、確認できていない(マイクロフィルム未撮影)。
- 62) 「諸事日記」安政5年、窪田彦左衛門家文書F0508-00081。
- 63) 「諸事日記」文久2年、窪田彦左衛門家文書F0508-00085。
- 64) 「御用日記」福岡平左衛門家文書F0043-00001-025。
- 65) 「種痘瘡日割書上帳 東俣組」飯田広助家文書G0024-01549、「種痘村分覚帳 市組大庄屋」岡文雄家文書G0005-02569。
- 66) 安政3年「東俣組家数人別寄帳」岡文雄家文書G0005-00194。
- 67) 拙稿「福井藩における藩営除痘館の開設とその運営」『福井県文書館研究紀要』16、2019年3月、p.58。
- 68) 「種痘積立御預ケ通」岡文雄家文書G0005-02570。
- 69) 「乍恐以書付奉願上候(種痘差延願)」飯田広助家文書G0024-00138-018。
- 70) 「(種痘出張施行ニ付周旋依頼状)」岡文雄家文書G0005-02599-052。日付は「九月十五日」、年未詳であるが、「今般之御布告ニ而末々迄弁解ト心得候間、皓然与壺人代価三拾匁、席料二匁ツ、与相極メ」(「御布告」は1874年の種痘規則をさすか)という表現から、明治前期ではあるが、「匁」が用いられていた7、8年くらいまでの書状と推定する。
- 71) 明治12年5月9日「(種痘術開設通知)」岡文雄家文書G0005-02636。
- 72) 『白神記－白神用往来留－』p.217、pp.222-223。
- 73) 伴五十嗣郎「笠原白翁の種痘普及活動(Ⅱ)－安政元年以降の村次伝苗を中心として」『実学史研究』Ⅲ、1986年、p.193。
- 74) 『福井県史』資料編6、1987年、p.618。
- 75) 『今立郡医学史』1967年、p.29。

- 76) 沢崎約老は、1876年（明治9）4月、種痘医に任命された（敦賀県布令書）。
- 77) 野尻泰弘『近世日本の支配構造と藩地域』2014年、終章。
- 78) 『敦賀県区分表』1873年、『改正敦賀県区分表』1874年、西村佐太郎編『上池田村誌』1932年、p.26。
- 79) 『福井県今立郡誌』1907年、pp.336-339。
- 80) 「鯖江藩日記」嘉永3年上、鯖江市立まなべの館蔵。『今立郡医学史』では、天保9年4月に「漢法外科整骨医術開業」としている（p.29）。
- 81) 『福井県今立郡誌』1907年、p.339。
- 82) 明治3年「諸事御用日記 下新庄組郷長」窪田彦左衛門家文書 F0508-00090。
- 83) 慶応2年「植疱瘡書上帳」岡文雄家文書 G0005-00289。
- 84) 注37) 参照。